

議案第六十八号

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

港区立いきいきプラザ条例（平成二十二年港区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表港区立麻布いきいきプラザの項中「東京都港区元麻布三丁目九番十一号」を「東

京都港区元麻布三丁目九番六号」に改める。

別表二の部麻布の項を次のように改める。

麻布			
集会室A（洋室）	一、〇〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円
集会室B（洋室）	一、〇〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円
集会室C（洋室）	八〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円
講習室（洋室）	一、一〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円
敬老室（和室）			二、〇〇〇円

付 則

- 1 この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区立いきいきプラザ条例別表二の部麻布の項の規定は、第二条の表の改正規定の施行の日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

(説 明)

麻布いきいきプラザの位置を変更するとともに、施設の使用料を変更するため、本案を提出いたします。